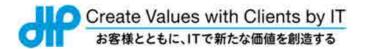
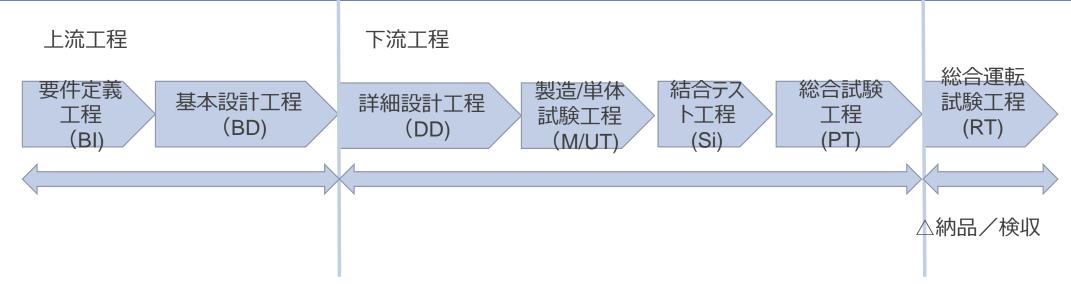
アジャイル型システム開発の事例

2021年2月25日 日本電子計算株式会社



1.ウォーターフォール型(従来)開発の特徴

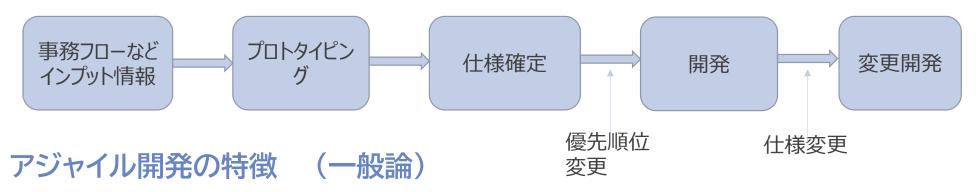


ウォーターフォール型(従来)開発の特徴 (一般論)

- 開発規模が大きく(数百人月~数千人月)、開発期間も長い(半年~数年)
- ◆ 外部仕様を確定、設計する上流工程までは、全体開発コストも不明確なため、準委任契約で行う。この段階で、成果物とその求められるQCDが明確化されることにより、下流工程を請負契約(成果物責任有り)で行う。顧客に成果物を引き渡してから行うRTからはまた準委任契約にもどる。
 ― 以上の、場合が多い。



2.アジャイル開発の特徴



- ●開発規模が小さく(数人月)、開発期間も短い(数カ月、場合によっては日/週単位の納期)
- ●仕様が不明確 ⇒ 急な仕様変更/案件外の要因による割込み ⇒ 優先順位の変更が高頻度
- ●作りながら、仕様を確定する。プロトタイプを作るなどして、見える化しながら仕様を固める
- ●請負開発(成果物責任あり)は困難で、課題はあるものの準委任契約で行っている場合が多い
- ●委託元、委託先のチーム全員が同一場所で一緒に働き、フラットなコミュニケーションを行う

委託元と受託先の間で、事務フローなどインプット情報、仕様変更内容、作業の優先順位といった、開発に必要な情報が見える化され、タイムリーに伝達される"フラットなコミュニケーション"を行うことが必要



3.アジャイル開発の契約上の課題

◆フラットなコミュニケーションと契約上の遵守事項の両立

アジャイル開発では、委託先、受託先のチーム全員が同一場所で一緒に働き、フラットなコミュニケーションを行うことが重要であるが、準委任契約で行う場合、委託先が、受託先の作業者に対し、指示にあたる行為(偽装請負)を行ってはならないため、フラットなコミュニケーションを阻害しないような形で、この解消に努める必要がある。このためには、フラットなコミュニケーションとは別にフォーマルな指示系統を構築し、その運用について確立しておく必要がある。

再委託先と契約する場合も、同様に、指示系統を構築する必要がある。

準委任契約における遵守事項

委託者・受託者間の双方向の履行義務

作業指示

準委任契約における委託先と 受託先の指示系統の構築 フラットなコミュニケーション

委託先と受託先の間で、事務フローなど インプット情報、仕様変更内容、作業の優先 順位といった、開発に必要な情報の見える化 とタイムリーな伝達



4. アジャイル開発の運用事例 (弊社 アジャイル開発作業・管理ガイドラインより)

開発を円滑に進めるためのフラットなコミュニケーションと、フォーマルな指示系統を両立するようにガイドラインを定めている。しかし、実際この運用は、現場に負荷がかかる。

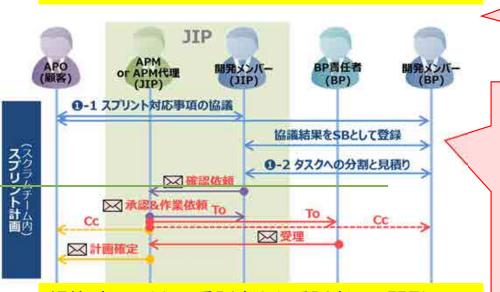
フラットなコミュニケーション

- ・現場にて委託元、委託 先、再委託先が一体とな り日常的に会話
- ・システム・ツールを駆使し て試行錯誤、朝礼暮改 ・リアルタイム

フォーマルな指示系統

- ・部外者同士の可能性
- •低頻度、情報量低
- ・確定情報とするための鮮度低さ

直接プロジェクト運営に関わらないスクラムマスター (SM)を配置することで、チームレベルの障害を取り除き、外部の妨害からチームを守る



契約時になされる委託者から受託者への開発スコープの指示に対して、スプリント計画時に、APOと開発者間で詳細化し合意をする

アクター。開発局面での代表的な役割を示す。

アクター間の矢印は、コミュニケーションの関係性、 あるいは指示の授受の流れを示す。それぞれの矢印 の意味付けは以下の通り。

矢印間で行われるアジャイル的なフラットコミュニ
→ ケーション。ここでのコミュニケーションは対等であ

顧客からJIPに対して行われる指示の授受の流れ。点線で示されたものは、指示というよりは、情報展開の流れを表す(以下同様)。

→ JIP内の指示の授受の流れ。

JIPからBPに対して行われる指示の授受の流れ。

受理 授受される情報。メールマークが付いたものは、 メールによるものを示す。



5. アジャイル開発現場で働いているエンジニアの感想

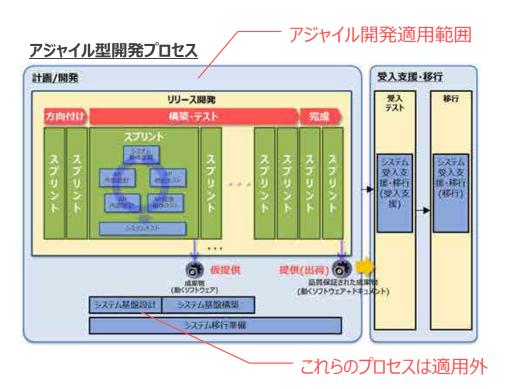


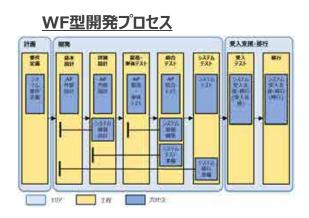
参考資料 アジャイル開発プロセス(超概説)



2.1. アジャイル開発の適用範囲

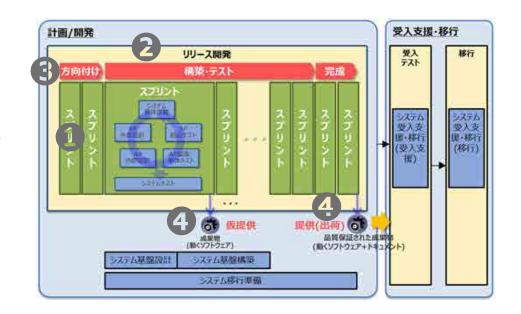
- ●アジャイル開発適用対象は、計画/開発エリアとし、受入支援・移行エリアは適用対象外とする。
- ②計画/開発エリアにおいても、システム基盤設計・構築、システム移行準備のプロセスは、アジャイル開発の対象外とする。これらは、アジャイル開発と並行して別チームにより実施すること。





2.2. 本アジャイル開発プロセスの特徴

- 開発のフレームワークとしてスクラムを採用している。
- ②計画/開発エリアの工程は、全て、リリース開発という大きな工程にまとめられる。
 - リリース開発期間は、最大3ヶ月程度とし、この期間内で、 品質保証された成果物を開発し出荷する。
 - ※開発が長期に及ぶ場合は、リリース開発を繰り返し行う。
- **③**リリース開発という工程内は、便宜上、3つの段階(ステージ(方向付け/構築・テスト/完成))に区分けされる。
- 4 スクラムでは、スプリントの成果物に対する妥当性の確認を目的として、スプリント完了の都度、完成した成果物を顧客に提供するが、本開発プロセスでは、あくまでも仮提供とし、品質保証はしない。品質保証は、リリース開発の最後に行われる成果物の提供(出荷)の際に行われる。

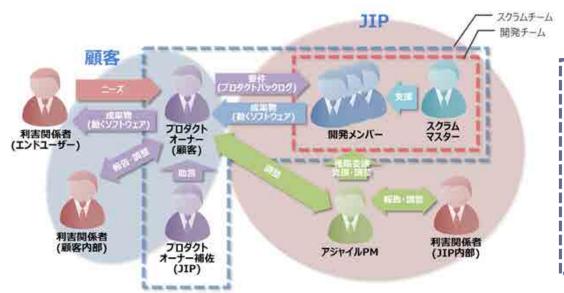


2.3. 役割と責務

アジャイル開発に特有な役割としては、プロダクトオーナー、およびスクラムマスターがある。また、開発メンバー についても、従来と異なる働きが求められる。

なお、スクラムには明示されていないが、開発チームを外から支え、組織内外の調整を行う責務を担うものとして、ここでは、「アジャイルPM(APM)」という役割を、新たに定義している。

それぞれの役割の責務を、次頁の表に示す。



※プロダクトオーナーとプロダクトオーナー補佐

図に示す通り、プロダクトオーナーは、顧客側が、その役割を担う(企画型案件の場合は、企画部門)。

その際、顧客側にアジャイル開発の知識があまりなく、プロダクトオーナーとしての役割を果たせない場合、JIPがプロダクトオーナーの補佐役を務める。詳細については、「5.体制の考え方」を参照

役割と責務

役割	主要な責務
プロダクトオーナー (APO: Agile Product Owner) ※一般的にはPOであるが、 Project Ownerと区別するため、ここではAPOとする	プロダクトのROIに対して責任を持つ。利害関係者や開発チームと協力し、プロダクト開発の旗振り 役となる。 ●プロダクトバックログを作成し適正に保つ。 ●利害関係者や開発チームとの調整を通し、要求や欠陥に限らず全ての作業の優先順位付けを行う。 ●開発チームからの成果物を受け入れ、利害関係者に提供する。 ●投資に対する効果等の目標を管理し、場合によって、開発中止の判断を行う。
アジャイルPM (APM: Agile Project Manager)	プロジェクトの形式的な代表者であり、プロジェクトの結果責任を負う。ただし、プロジェクト運営権限のほとんどは開発チームに委譲し、自身は、後方支援に当たる。 サーバント型リーダーシップを原則とし、指示・命令は行わない。顧客、ならびに全ての役割や組織との密な協業体制を確立するとともに、説明責任を果たす。チームで解決できない問題について、解決に向けての支援を行う。プロジェクトの予算面を管理するともに、要員の調達など社外や社内組織間にまたがる調整を担う。
スクラムマスター (SM: Scrum Master)	プロジェクト全体を通して、チームのプロセスの効率的かつ継続的な改善に対して責任を持つ。ただし、 プロジェクトの運営には、直接的には関わらない。 ●ファシリテーターとして、利害から離れた客観的な立場からサポートを行い、中長期的な観点から チームの育成を図る。 ●チームレベルの障害を取り除き、外部の妨害からチームを守る。 ●チームの意思決定を支援する。
開発メンバー (Dev: Developer)	プロジェクトの実行責任を負う。スプリントのQCDSにコミットメントし、利害関係者のために、「動くソフトウェア」の作成に注力する。 ●計画、見積り、設計、製造、テスト、等の様々な活動を行う。 ●スプリントのタスクを識別し、見積り、タスクを実施し、完成までステータスを管理する。